

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

公表案の変更案	公表案
<p data-bbox="264 309 920 344">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p data-bbox="674 395 1070 472">平成 29 年 11 月 29 日公表 平成 年 月 日一部改正</p> <p data-bbox="69 608 813 683">第 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針 1～3 (略)</p> <p data-bbox="69 730 1120 850"><u>4 なお、中西部太平洋まぐろ類委員会 (以下「WCPFC」という。) において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する我が国国内の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。</u></p> <p data-bbox="69 898 719 971">第 2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項 1 第 1 種特定海洋生物資源ごとの動向</p> <p data-bbox="69 1023 745 1058"><u>(1) くろまぐろの動向については、別に定める。</u></p> <p data-bbox="69 1106 237 1141"><u>(2) (略)</u></p> <p data-bbox="69 1189 237 1224"><u>(3) (略)</u></p> <p data-bbox="69 1272 237 1307"><u>(4) (略)</u></p> <p data-bbox="69 1355 237 1390"><u>(5) (略)</u></p> <p data-bbox="69 1437 237 1473"><u>(6) (略)</u></p>	<p data-bbox="1346 309 2002 344">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p data-bbox="1749 395 2092 427">平成 29 年 11 月 29 日公表</p> <p data-bbox="1144 608 1850 683">第 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針 1～3 (略)</p> <p data-bbox="1144 730 1205 762">新設</p> <p data-bbox="1144 898 1794 971">第 2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項 1 第 1 種特定海洋生物資源ごとの動向</p> <p data-bbox="1144 1023 1205 1054">新設</p> <p data-bbox="1144 1106 1312 1141"><u>(1) (略)</u></p> <p data-bbox="1144 1189 1312 1224"><u>(2) (略)</u></p> <p data-bbox="1144 1272 1312 1307"><u>(3) (略)</u></p> <p data-bbox="1144 1355 1312 1390"><u>(4) (略)</u></p> <p data-bbox="1144 1437 1312 1473"><u>(5) (略)</u></p>

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2 (略)

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1 漁獲可能量の設定は、当面の間（平成29年以降5年間程度）2の漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。ただし、くろまぐろはWCPFCで決定された保存管理措置に基づき漁獲可能量を定めるため除くものとする。

2～3 (略)

4 第一種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成30年7月 ～平成31年6月	
2	すけとうだら	平成30年4月 ～平成31年3月	
3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200
4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000
5	まさば及びごまさば	平成30年7月	

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

2 (略)

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1 漁獲可能量の設定は、当面の間（平成29年以降5年間程度）2の漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。

2～3 (略)

4 第一種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成30年7月 ～平成31年6月	
2	すけとうだら	平成30年4月 ～平成31年3月	
3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200
4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000
5	まさば及びごまさば	平成30年7月	

		～平成31年6月	
6	するめいか	平成30年4月 ～平成31年3月	
7	ずわいがに	平成30年7月 ～平成31年6月	

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

(注2) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5～6 (略)

第4～第12 (略)

		～平成31年6月	
6	するめいか	平成30年4月 ～平成31年3月	
7	ずわいがに	平成30年7月 ～平成31年6月	

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

(注2) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5～6 (略)

第4～第12 (略)